

保存版 堺市立向丘小学校P・T・A規約

昭和 38 年 5 月 26 日 施行
平成 3 年 5 月 1 日 一部改正
平成 11 年 5 月 23 日 全面改正
平成 13 年 5 月 1 日 一部改正
平成 17 年 4 月 21 日 一部改正
平成 22 年 4 月 22 日 一部改正
平成 26 年 3 月 1 日 一部改正
令和 6 年 4 月 24 日 一部改正

第 1 章 名称及び所在地

第 1 条 (名称)

この会は、堺市立向丘小学校 P・T・A(以下「本会」という)という。

第 2 条(所在地)

本会は、事務局を堺市立向丘小学校(以下「本校」という)内におく。

第 2 章 目的

第 3 条(目的)

本会は、会員が互いに協力しあい、家庭、学校、地域社会における子どもの心身ともに健やかな育成を図ることを目的とする。

第 3 章 方針及び活動

第 4 条(方針及び活動)

本会は、前条の目的を達成するため、次の方針に従って活動する。

1. 子どもに対する学校教育、家庭教育、地域教育について、会員相互が意見を交換し、交流を深める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡により、子どもの健全な育成に努める。
3. 家庭・学校・地域社会における子どもの教育環境、生活環境を向上させることに努める。
4. 子どもの教育・福祉のために活動する他の公私の団体・機関と協力・連携することができる。

5. 本会は、いかなる場合も特定の政党や宗教を支持しない。
6. 学校の運営・管理について意見を述べ、参考資料を提供する。但し、学校の人事には干渉しない。
7. 自主独立を維持し、他のいかなる団体からも支配・干渉を受けない。

第4章 会員

第5条(会員)

本会の会員は、保護者会員と教職員会員とする。

1. 保護者会員 本校に在籍する子どもの保護者(1世帯につき子ども、保護者の数に関わりなく1名とする)
2. 教職員会員 本校に勤務する教職員

第6条(会費)

1. 本会の会員は、会費を納めるものとする。
2. 会費は一口月額100円とし、口数は自由とする。

第7条(会員の権利義務)

会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第5章 会計

第8条(収入)

本会の会計は、会費、寄付金及びその他の事業収入とする。

第9条(予算)

本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条(決算とその承認)

本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を受けなければならない。

第11条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 総会

第12条(総会の種類)

定時総会は年1回(原則として4月)に開催する。必要に応じて臨時総会を開催する。

第13条(総会の決議事項)

総会は、次の事項を決議する。

1. 役員及び会計監査委員の選任及び解任に関する事項
2. 事業計画及び予算に関する事項
3. 決算に関する事項
4. 規約の改正
5. その他重要事項

第14条(議案の通知)

1. 総会に提出する議案は、遅くとも総会開催の1週間前までに、全会員に通知するものとする。
2. 総会に議案を提出しようとする会員は、遅くとも総会開催の2週間前までに、会長に議案を提出するものとする。

第15条(定足数)

1. 総会の定足数は、会員の過半数(委任状を含む)とする。
2. 決議は、出席会員の過半数の賛成を要する。但し、規約の改正は、出席会員の3分の2以上の賛成を要する。

第16条(臨時総会)

実行委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合は、会長は臨時総会を招集する。

第7章 学級委員及び学級委員会

第17条(学級委員、クラス学級委員会)

1. 各クラス保護者は、その中から若干名の学級委員を選出する。

2. 選出された学級委員は、クラス学級委員会を構成し、クラス代表 1 名、副代表若干名を互選する。

第 18 条(学年学級委員会、学年代表、学年副代表)

1. 各学年の学級委員は、学年学級委員会を構成する。
2. 各学年のクラス代表は、学年代表 1 名、学年副代表若干名を互選する。

第 19 条(全校学級委員会、学級委員長・副学級委員長)

1. 全校の学級委員は、全校学級委員会を構成する。
2. 各学年の学年代表は、学級委員長 1 名、副学級委員長若干名を互選する。

第 8 章 役員及び役員会、会計監査委員

第 20 条(役員の種類及び任期)

1. 本会の役員は、次のとおりとする。

会 長 1 名 保護者とする。

副 会 長 若干名 保護者とする。

書 記 2 名 1 名を保護者、1 名を教職員とする。

会 計 2 名 1 名を保護者、1 名を教職員とする。

ベルマーク委員長 1 名 保護者とする。

安全委員長 1 名 保護者とする。

図書委員長 1 名 保護者とする。

2. 役員は、第 23 条の会計監査委員を兼ねることはできない。
3. 役員の任期は 2 年とする。
4. 役員に欠員が生じたときは、役員会において選考し、選考された会員の承認を得てこれを補充する。
5. 補充された役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第 21 条(役員の任務)

1. 会長は、本会を代表し、会務をつかさどり、総会、実行委員会を招集し議長を務める。

2. 副会長は、会長を補助し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は、会の庶務をつかさどり、総会、実行委員会の議事を並びに本会の活動に関する重要事項を記録し、保存する。
4. 会計は、会の経費の収支をつかさどり、総会が議決した予算に基づく一切の会計事務を行い、その関係書類を保存する。

第 22 条(役員会)

1. 役員は、役員会を構成する。
2. 役員会は、必要に応じ適宜会長が召集する。
3. 役員会は、実行委員会に提案する議題について整理・検討する。
4. 会計監査委員は、役員会に出席して意見を述べることができる。

第 23 条(会計監査委員)

1. 会計監査委員(2 名)は、総会において保護者会員の中から選出する。
2. 会計監査委員は、会計監査委員会を組織し、第 29 条 3 項の任務を行う。
3. 会計監査委員の任期は、第 20 条 3 項・4 項を準用する。
- 4.

第 24 条(役員・会計監査委員候補者の選出)

1. 役員及び会計監査委員の選出は、総会で出席会員の過半数の承認により行われる。
2. 役員及び会計監査委員を選出する総会において役員及び会計監査委員の立候補を受付け、また候補者を選考するため、総会の 4 ヶ月以前に、役員候補者選考委員会を設ける。
3. 役員候補者選考委員会の構成は次のとおりとする。

保護者代表 8 名 実行委員会及び各学年学級委員会において各学年 1 名
以上互選する。

教職員代表 2 名 教職員から互選する。

4. 役員候補者選考委員会の委員長は、保護者代表 8 名で互選したものが務める。

5. 総会において役員又は会計監査委員に立候補しようとする者は、総会の 2 週間前までに役員候補者選考委員会に届け出なければならない。
6. 役員候補者選考委員会は、役員の役職ごとに、その定数以上の候補者を総会に提案するものとする。
7. 役員候補者選考委員会は、役員及び会計監査委員を選出する総会の 1 週間前までに、当該候補者の氏名を会員に通知する。但し、その候補者が自ら立候補を届け出た場合を除き、事前にその同意を得なければならない。

第 9 章 実行委員会

第 25 条(実行委員会の構成)

1. 実行委員会は、本会の役員、会計監査委員会、各常設委員会及び特別委員会の委員長、各学年の学年代表によって構成される。
2. 学校長は、実行委員会に出席し意見を述べることができる。

第 26 条(実行委員会の任務)

実行委員会の任務は、次のとおりとする。

1. 各委員会によって立案された事業計画案の調整、審議、決定
2. 総会に提出する議案の決定
3. その他、本会の活動に関する実施事項の決定

第 27 条(実行委員会の開催)

1. 実行委員会は、会長が必要と認めたとき、または実行委員の 3 分の 1 以上の要求があったとき、会長が召集する。
2. 実行委員会は、実行委員の 2 分の 1 以上の出席によって成立し、出席者の過半数の賛成をもって決定を行う。

第 10 章 委員会

第 28 条(委員会の種類及び委員)

1. 委員会は、会計監査委員会、常設委員会、特別委員会、役員候補者選考委員会とする。
2. 委員会の会議は、委員の過半数出席によって成立し、出席者の過半数の賛成によって決定を行う。

3. 委員会の事業計画案は、実行委員会に諮り承認を受けるものとする。
4. 会計監査委員会を除く各種委員会には、委員として校長の推薦によって 1 名以上の教職員が参加することができる。

第 29 条(会計監査委員会)

1. 会計監査委員会は、会計監査委員(保護者 2 名)によって構成される。
2. 会計監査委員会は、委員長(1 名)を互選する。
3. 会計監査委員会は、本会の経理状況を監査し、決算を審査する総会に報告する。

第 30 条(常設委員会)

常設委員会の種類、構成、任務は次のとおりとする。

1. 学年委員会 学年ごとにその保護者の中から互選する学年委員によって構成される。保護者会会員相互の連絡、意見の集約、学校及び教職員との連携、本会の活動の保護者への報告を行う。
2. 安全委員会 安全委員長及び全校学級委員会において互選する学級委員によって構成され、子どもの健康、安全、心身の健全な発達のための活動を行う。
3. ベルマーク委員会 ベルマーク委員長及び全校学級委員会において互選する学級委員によって構成され、ベルマーク活動を通して施設、用具の充実等子どもの教育推進のための活動を行う。
4. 図書委員会 図書委員長及び全校学級委員会において互選する学級委員によって構成され、図書を通じて教育推進のための活動を行う。

第 31 条(特別委員会)

1. 特別委員会は、特定の目的を遂行するため、実行委員会においてこれを設けることができる。
2. 特別委員会の委員は、実行委員会において互選または保護者会員の中から委嘱する。

第 11 章 附則

第 32 条(保護者会)

1. 保護者会員が、保護者として独自に考え、行動する必要があるときは、

別に定める保護者会規則に従い、保護者会として活動することができる。

2. 保護者会の活動に要する費用は、本会の会計から支出する。

第 33 条(細則の制定)

本会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない範囲において、実行委員会が定めることができる。

堺市立向丘小学校 P・T・A 保護者会規約

平成 11 年 4 月 23 日 制定

第 1 条(名称)

この会は堺市立向丘小学校 P・T・A 保護者会(以下「本会」という)という。

第 2 条(目的)

本会は、堺市立向丘小学校 P・T・A(以下「PTA」という)の保護者全員が、保護者として独自に考え、行動する必要がある場合において、保護者の意見を集約し、子どもの教育環境の醸成に努めることを目的とする。

第 3 条(会員)

本会は、PTA の保護者全員をもって構成する。

第 4 条(種類)

保護者会は、その所属レベルに応じてクラス保護者会、学年保護者会、全校保護者会とする。

第 5 条(活動)

保護者会は、関係機関に対し意見を述べ、共通の理解を図るための行動をすることができる。

第 6 条(クラス保護者会)

1. PTA 規約第 17 条の学級委員及びクラス学級委員会は、クラス保護者会の役員及び役員会を兼務する。
2. クラス代表、副代表は、それぞれクラス保護者会の代表、副代表を兼務する。
3. クラス学級委員会は、学級内の保護者間の連絡と意見集約、担任及び学校との連携、本会の活動への積極的協力、保護者への報告に努める。
4. クラス代表は、クラス学級委員が必要と認めたとき、またはクラスの保護者の 4 分の 1 以上の要求があったときは、クラス保護者総会を招集する。
5. クラス代表は、総会の招集を決定したときは、その旨を会長及び当該学年の学年代表に通知し、また開催後その内容及び結果を会長及び当該学年の学年代表に報告する。
6. クラス保護者総会には、必要に応じて PTA 役員、学校長及び関係教職員の協力を求めることができる。
7. クラス保護者総会は、クラスの保護者の過半数(委任状を含む)の出席によって成立し、その過半数の議決により意見を採択して、学校その他に対して表明することができる。

8. クラス代表は、クラス学級委員会の同意を得て、クラスの保護者の総意を明らかにするため、アンケート、投票その他適切な方法を行うことができる。

第7条(学年保護者会)

1. PTA 規約第 18 条の各学年の学級委員及び学年学級委員会は、学年保護者会の役員及び役員会を兼務する。
2. 学年代表、副代表は、それぞれの学年保護者会の代表、副代表を兼務する。
3. 学年学級委員会は、学年の保護者間の連絡と意見集約、担任及び学校との連携、本会の活動への積極的協力、保護者への報告に努める。
4. 学年代表は、学年学級委員会が決議したとき、または学年の保護者の 5 分の 1 以上の要求があったときは、学年保護者総会を招集する。
5. 学年代表は、総会の招集を決定したときは、その旨を会長に通知し、また開催後その内容及び結果を会長に報告する。
6. 学年保護者総会には、必要に応じて PTA 役員、学校長及び関係教職員の協力を求めることができる。
7. 学年保護者総会は、学年の保護者の過半数(委任状を含む)の出席によって成立し、その過半数の議決により意見を採択して、学校その他に対して表明することができる。
8. 学年代表は、学年学級委員会の同意を得て、学年の保護者の総意を明らかにするため、アンケート、投票その他適切な方法を行うことができる。

第8条(全校保護者会)

1. PTA 規約第 25 条の実行委員のうち保護者である委員は、全校保護者会の役員を兼務し、役員会を構成する。
2. PTA 会長、副会長は、それぞれ全校保護者会の会長、副会長を兼務する。
3. 会長は、自らが必要と認めたとき、役員会が決議したとき、または全校の保護者の 7 分の 1 以上の要求があったときは、全校保護者総会を招集する。
4. 全校保護者総会には、必要に応じて学校長及び関係教職員の協力を求めることができる。
5. 全校保護者総会は、全校の保護者の過半数(委任状を含む)の出席によって成立し、その過半数の議決により意見を採択して、学校その他に対して表明することができる。
6. 会長は、本校の全保護者の総意を明らかにするため、役員会の同意を得て、アンケート、投票その他適切な方法を行うことができる。